# 平成 29 年 6 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成29年6月5日(月)午前9時30分より臼杵市役所野津庁舎(3階)議事場において会長が6月定例総会を招集した。 本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 江藤 敏博 委員 2番 後藤 益喜 委員 3番 佐藤 政雄 委員 4番 鶴田 茂資郎 委員

5番 三浦 拙夫 委員 6番 小橋 勇二 委員 8番 長田 徳行 委員 9番 遠藤 喜一 委員

10 番 赤峯 勝幸 委員 11 番 栁井 徳雄 委員 12 番 物延 亀一 委員 13 番 佐藤 幸子 委員

15番 柳井 正二 委員 16番 甲斐 德 委員 17番 足立 正德 委員 18番 堀 京子 委員

19 番 小川 一男 委員 20 番 足立 敏雄 委員 21 番 川野 健治 委員 22 番 中野 定重 委員

### 欠席委員

7番 姫嶋 正則 委員 14番 山下 幸延 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 聖子 主査

# 付議議案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 非農地証明願いについて

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

- 局 長 これより議案について、審議を宜しくお願いいたします。 議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。
- 議長それでは、ただいまから議事に入っていきたいと思います。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。
- 局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は山下 委員、姫嶋 委員が欠席となっており、出席委員は 21 名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、 本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

# - 「異議なし」の声あり-

- 議 長 それでは、議席番号 6番 小橋 勇二 委員、議席番号 20番 足立 敏雄 委員に議事録署名委員をお願い致します。
- 議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。
- 次 長 1ページをお開きください。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転し、 又は使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の 提出が下記のとおりあったので提案する。

平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

次のページをお開きください。

番号 1、畑 638 ㎡ 外 2 筆 合計 1.751 ㎡ を 臼杵市が有機農業研修圃場とするため、借地権を設定するものです。

番号2、畑 814 ㎡ を臼杵市が有機農業研修圃場とするため、借地権を設定するものです。

番号3、畑 1.162 m² 外2筆 合計1.825 m² を臼杵市が有機農業研修圃場とするため借地権を設定するものです。

番号 4、田 406 m を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

番号 5、畑 640 m を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上 5 件の申請のうち、番号 1 から 3 については、農地法第 3 条第 2 項の地域との調和要件、番号 4 から 5 については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、「農地法第 3 条申請チェックリスト」を併せてご覧いただきたいと思います。

5月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号でありますが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 峯 おはようございます。私、赤峯より、5 月 25 日に実施しました議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関す 委 員 る現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請から番号3の申請まで一括して報告します。

番号1、番号2は、番号3はそれぞれ臼杵市が、借地権の設定を受け、有機農業の研修圃場として利用するものです。 農業後継者不足解消のため「地域おこし協力隊」という、市の一般非常勤職員として採用された4名が、当該申請地を利 用し有機農業の研修や業務を行う予定です。

この写真は、昨年 5 月の定例総会で許可された農地の様子です。耕作者は、地域おこし協力隊の方々で、許可後、当該事業により、荒廃農地解消に至ったものです。

申請地は7筆で、昨年の許可案件と同様に、当該事業により荒廃農地の解消を図るものです。3条の申請に必要な添付書類は揃っております。

市が申請地を公用に供する場合は、[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[加減面積要件]については、審査項目から除外されますので、[地域との調和要件]についてのみの判断となりますが、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請についてです。

売買により所有権移転するものです。

申請地は1筆で、適切に耕作・管理されている土地です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請についてです。

売買により所有権移転するものです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積]要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

柳 井 3条の申請チェックリストの件ですが、一番下の現地調査委員のところに佐藤委員と赤峯委員の氏名はありますが、判を押 してないのはどういう意味でしょうか。

次 長 法人の場合には押印しますが、個人の時には押してないです。

柳 井 押さなくていいということですか。

委 員

次 長 はい、法人ではないので押していないです。

柳 井 法人というのはどこを指して法人というのですか。

委 員

次 長 農業生産法人とかそういった法人になります。

栁 井 では、番号4番5番というのも押さなくてもいいということですか。

委員

佐藤 譲受人が法人ではないので、役員の常時従事と信託ではないので押印していません。

委員

栁井はい、わかりました。

委 員

議長ほかにございませんか。

#### - 質疑なし -

議長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 次 長 5ページをお開きください。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものに するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

次のページをお開きください。

番号 1、畑 351 m を一般住宅建設用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。

番号 2、畑 307 m² を一般住宅建設用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっています。

以上、2件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、4条申請2件についてご提案申し上げます。

- 議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。
- 佐藤 それでは私、佐藤より、5月25日に実施しました議案第25号 農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報 員告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪について も、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

つづいて番号2の申請についてです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪について も、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、4条申請2件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 只今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

# -質疑なし-

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、 採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

# 事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明お願いいたします。

#### 次 長 8ページをお開きください。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

# 次 長 9ページとなります。

番号 1、畑  $294 \text{ m}^2$  外 1 筆 合計  $432 \text{ m}^2$  を借地権の設定を受け、資材置場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

なお、この案件につきましては、平成 24 年から既に資材等の置場として利用されてきた土地であり、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 2、畑  $252 \,\mathrm{m}^2$  を借地権の設定を受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

番号 3、畑  $209 \, \text{m}^2$  を売買により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

番号 4、畑  $152 \,\mathrm{m}^2$  を贈与により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

なお、この案件につきましては、昭和 56 年から一般住宅用地として利用され、平成 14 年に建物が取り壊された後は、駐車場として利用されてきた土地であり、追認案件となり、始末書が添付されています。

以上、4件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。 追認案件については、申請者の立会のもと、現地調査を実施しております。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

番号1の申請についてです。

借地権を設定して資材置場用地とするものです。

申請地は2筆で、適切に管理されている土地です。

平成24年から資材等の置場として利用されてきた土地で、追認案件であり始末書が添付されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。

借地権を設定して一般住宅用地とするものです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。

売買により所有権を移転して一般住宅用地とするものです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4の申請についてです。

贈与により所有権を移転して駐車場用地とするものです。

申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

昭和56年から平成14年まで一般住宅用地として利用され、住宅の取り壊し後は駐車場用地として利用されてきた土地で、追認案件であり始末書が添付されています。

現在門柱や庭石等の居住跡が残っており、それらを除去しなければ効率的な駐車場の利用が見込めない状態にありますが、申請者の経済的な事情等を勘案し、現状のままの状態での申請となりました。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋 1番の分だが、字図が違っているのではないか。

委 員

次長 違ってはいないです。形はこういった形で字図になっております。1つの中に2筆あるような形になっております。

小 橋 字図が違わないのなら平成24年からというのが違うということか?

委員

次 長 形的には、家を避けたような形になっています。倉庫のようなものがあるのですが、倉庫は入っていないような形になります。

小 橋 倉庫が入っていないか。事務所も入っていないか。

委 員

次 長 図面でいくと、申請地の隣に母屋が建っており、その隣に倉庫というか車庫のようなものが建っています。

小 橋 申請地を含む地番の部分は字図が違っているのだろう。

委 員

次 長 字図がおかしいという可能性は若干あります。

小 橋 申請地は事務所になるのではないか。

委員

次 長 事務所は今、取り壊されています。事務所の跡はあります。

一次長 図面で説明ー

小 橋 建物ははずれているのですね、それではよいです。

委員

議 長 他に質問はございますか?

### -質疑なし-

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終ります。これより議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、 採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

# 事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第27号 非農地証明願いについて事務局より説明及び報告をお願いいたします。
- 次 長 12ページとなります。

議案第27号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので提案する。 平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

13ページとなります。

番号 1、畑 1302 ㎡ 外 2 筆 合計 3863 ㎡ は、農地法施行日以前に植林用地として転用され、非農地化した土地です。 次に、チェックリストと合わせて報告致します。申請地は、既に植林されており、④の「農地法施行日(昭和 27 年 7 月 15 日)以前に転用された農地であること」に該当します。

以上、非農地証明願い1件についてご提案申し上げます。

議長
ただいまの説明及び報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

#### - 質疑なし-

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第27号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに 決定いたしました。

議長 次に、議案第28号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 15 ページとなります。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。(資料別冊)

平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画(第6号)「平成29年6月5日公告予定」です。

1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 29 年 5 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、24.211 m<sup>2</sup>、19 筆です。

畑については該当ありません。

合計面積は24,211 ㎡ 19 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸手が8人に対しまして、借手は8人となります。

2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成29年6月5日公告予定の農用地利用集積計画(第6号)について、ご提案申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

#### - 質疑なし-

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第28号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

#### 事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認 することに決定いたしました。
- 議長 次に、議案第29号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。
- 次 長 16ページとなります。

議案第29号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。(資料別冊)

平成29年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページをご覧ください。

田 2 筆 合計 4,605 ㎡を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当り 10,139 円となっています。次に 3 ページをご覧ください。

田 6 筆 合計 4,692 ㎡を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当り無料となっています。以上の配分計画についてご審議お願いします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第29号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

# 事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第29号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。
- 議長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。(終了 10:30)